

環境研究総合推進費平成30年度中間・事後評価要領

(独) 環境再生保全機構環境研究総合推進部

目次

I. 中間・事後評価全般について.....	2
1. 評価者.....	2
(1) 評価実施主体と評価者.....	2
(2) 利害関係者の排除.....	2
(3) 守秘義務.....	2
2. 評価の概要.....	2
(1) 目的等.....	2
(2) 評価結果の公表と反映.....	3
II. 評価方法と評価項目等について.....	3
1. 評価方法と評価結果の集計方法.....	3
(1) 評価方法.....	3
(2) 評価結果の集計方法.....	3
2. 評価項目及び評価基準.....	5
(1) 中間評価.....	5
(2) 事後評価.....	6

I. 中間・事後評価全般について

1. 評価者

(1) 評価実施主体と評価者

(独) 環境再生保全機構(以下「機構」という。)は、「環境研究総合推進業務実施要領(平成28年9月30日細則第23号)」及び「環境研究総合推進業務に係る研究課題評価実施細則(平成28年9月30日細則第24号)」に基づき、環境研究推進委員会(以下「推進委員会」という。)による調査審議を経て、中間・事後評価を行う。

中間・事後評価は、推進委員会の下各研究部会が実施し、各研究部会の委員及び環境省担当者が評価者となる。

(2) 利害関係者の排除

評価者が評価対象の研究課題に対し利害関係を有する場合は、当該研究課題に対する評価を棄権する(可能な範囲で機構において確認の上、利害関係のない評価者に評価をお願いしておりますが、見落としがあればご指摘ください)。

利害関係がある場合とは、次の場合をいう。

- ① 当該研究課題の研究代表者または研究分担者と直接の上司・部下の関係にある場合
- ② 当該研究課題の研究代表者の所属する機関において、大学における学部長、独立行政法人(国立研究開発法人含む)における領域長等の役職に就いている場合
- ③ 評価者自らが研究代表者、研究分担者、研究協力者、アドバイザー*等として、当該研究課題に参画している場合
- ④ 当該研究課題の研究代表者と血縁関係にある場合(親子・兄弟ほか、社会通念上の親戚づきあいがある場合)
- ⑤ 当該研究課題の研究代表者の学位取得時の指導教官であった場合等、密接な師弟関係にある場合

※研究推進のために研究代表者が開催する「アドバイザリーボード会合」におけるアドバイザーとする。

(3) 守秘義務

評価者は、研究課題の評価に関して知ることのできた個人情報、企業秘密及び研究課題に係る未公表の情報を漏らし、又は盗用してはならない。

2. 評価の概要

(1) 目的等

【中間評価】

○研究期間が3年間以上で、本年度が研究の中間年に当たる研究課題について、情勢の変化及び進捗状況等を把握し、研究の加速、中断又は中止を含めた計画変更の要否の確認等に資することを目的とする。

○ヒアリング評価を実施する。その際、参考資料として、中間研究成果等報告書を活用する。

【事後評価】

○前年度で終了した研究課題を対象とし、目標の達成状況、成果の内容等を把握し、その後の研究発展への活用等に資することを目的とする。

○書面評価を実施する。その際、終了研究成果等報告書を書面評価の対象とする。

(2) 評価結果の公表と反映

評価過程は、非公表とする。

評価委員については、次年度の新規課題採択の公表とあわせ、推進委員会（各研究部会を含む。）の委員名を公表する。

評価結果は、各研究部会終了後、推進委員会における検討の後、機構において決定し、環境省が設置する環境研究企画委員会に報告する。また、被評価者に通知するとともに、機構ウェブサイトにて公表する。なお、中間評価結果については、次年度以降の研究費及び研究計画等に反映させる。

II. 評価方法と評価項目等について

1. 評価方法と評価結果の集計方法

(1) 評価方法

○評価項目及び評価基準は、後述する「2. 評価項目及び評価基準」のとおり。

○評価項目のうち「総合評価」は、他の評価項目と独立して記入する。また、「総合評価」の評価結果をもって当該研究課題全体の評価結果とする。

○中間評価では「当初計画通りに進捗しているか」、事後評価では「当初期待通りの研究成果が上がっているか」の観点から評価する。成果報告書に記載されている論文数などは、進捗や研究成果を把握、評価するための「参考」とする。

○評価シートのコメント欄は、評点の根拠、研究計画の改善方向等を記入する（研究者が今後の研究を進めるに当たっての「参考意見」とする）。なお、中間評価に当たって、今後の研究計画に変更を求める場合は、変更すべき内容をコメント欄へ必ず記入した上で、当該研究部会の全研究課題のヒアリング評価終了後に行う「本日の評価結果について」の場において議論を行って「勧告」とすることを、研究部会として確認する。

(2) 評価に当たっての留意事項

○各評価項目の評価に当たっては、「当初計画に照らして概ね問題ない」と評価できる場合にA評価とし、A評価を基準とする。研究課題全体としての評価基準は下表のとおり。

評価結果	中間評価における 研究課題全体としての評価結果	事後評価における 研究課題全体としての評価結果
S	当初計画以上の研究成果が期待できる。	期待以上の研究成果をあげた。
A	概ね当初計画通りの研究成果が期待できる。	期待通りの研究成果をあげた。
B	当初計画の進捗に問題があるものの、概ね許容できる研究成果が期待できる。	やや不十分な点があるものの、概ね許容できる研究成果をあげた。

C	当初計画の進捗に大きな問題がある。	研究成果に不満が残る状況である。
D	当初計画の達成見込みなし。	意義ある成果がほとんど得られていない。

○各評価者が採点した評価ランク（S、A等の段階評価）は、以下①のとおり数字に換算した上で評価者全体の平均点を算出し、以下②のとおり再度評価ランクに変換した上で公表する。なお、評価結果については機構においてデータとして保存し、今後の採択時の参考とする。

①	S	A	B	C	D
	5	4	3	2	1
②	4.5以上	3.5-4.5	2.5-3.5	1.5-2.5	1.5未満
	S	A	B	C	D

○内閣府の指示により、研究費が一定規模以上の研究課題においては「国民との科学・技術対話（シンポジウム、講演会など）」をすることとなっている。事後評価では終了研究等成果報告書の「7. 研究成果の発表状況」、中間評価では中間研究等成果報告書の「6. 研究成果の発表状況」及び研究者の発表から、実施状況を確認の上、総合評価の評価項目において以下の基準で評価をする。なお、戦略的研究開発の研究プロジェクトにおいては、主催して公開シンポジウム等を実施することが特に推奨される。

- ・研究費が年間3,000万円（直接経費）以上の研究課題：実施していない課題をマイナス評価
- ・研究費が年間3,000万円（直接経費）未満の研究課題：実施した課題をプラス評価

※国民との科学・技術対話には、研究者主催のシンポジウム・講演会のほか、以下のような顔の見える双方向コミュニケーション活動も含む。

- ①小・中・高等学校の理科授業での特別授業
- ②地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演
- ③大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演
- ④一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場での研究成果の講演・説明
- ⑤インターネット上での研究成果の継続的な発信

2. 評価項目及び評価基準

(1) 中間評価

1) 課題全体（戦略研究プロジェクトはテーマ毎及び課題全体）

【a. 個別評価】

①必要性の観点（科学的・技術的意義等）

S：研究成果により、従来の科学的知見に対して未解明であった事象を明らかにし、新たな理論や仮説を展開することが期待できる（今後の発展性が極めて高い）。

A：研究成果により、従来の科学的知見に対し、未解明であった事象を明らかにすることが期待できる（今後の発展性が高い）。

B：研究成果により、従来の科学的知見に対し、ある一定の知見の集積が期待できる（今後の何らかの発展性が期待できる）。

C：研究成果により、データの蓄積は行われると予測されるが、従来の科学的知見の範疇に収まるものと想定される（今後の発展性は低い）。

D：研究成果が乏しく、今後得られると予測される成果についても従来の科学的知見の範疇に収まるものと想定され、新規性に著しく欠ける（今後の発展性は極めて低い）。

※研究成果は数ではなく、従来の知見に対していかに貢献したかという観点から質を重視。

※評価課題の研究成果を「イ」、従来の知見を「ロ」とした場合、各評価における両者の関係は以下のイメージとなります。

S評価：イ≫ロ、A評価：イ>ロ、B評価：イ≒ロ、C評価：イ<ロ、D評価：イ≪ロ

②有効性の観点（環境政策への貢献の見込み（科学的知見の提供））

S：政策に成果が活用され、大きな波及効果があった、あるいは今後の政策への活用が確実に見込まれ、その効果も十分に期待できる。

A：政策に成果が活用され、一定の波及効果があった、あるいは今後の政策への活用が見込まれ、一定の波及効果が期待される。

B：今後の政策への一定の活用が見込まれる。

C：今後の政策への何らかの活用が見込まれる。

D：今後の政策への成果の活用は期待できない。

※「政策」には IPCC 等国際的アセスメントへの貢献、日本国内の地域及び外国における政策も含まれます。

③効率性の観点（マネジメント・研究資金の運用・研究体制の妥当性）

S：課題の管理については研究体制の模範となる水準。

A：課題の管理については円滑に実施されている。役割分担は明確に区分されている。

B：課題の管理にやや不十分な点はあるものの、概ね問題なく実施されている。

C：課題の管理には改善すべき点がみられる。

D：課題の管理については根本的な問題がある。

④研究経費の妥当性

当初研究計画及び研究内容に対して、経費が適正であったかどうかについて審査を行う。

1：経費は妥当

2：減額すべき

3：大幅減額すべき

【b. 総合評価（当該研究課題全体の評価結果）】

上記①～④の観点及び当初計画に照らして、

S：当初計画以上の研究成果が期待できる。

A：概ね当初計画通りの研究成果が期待できる。

B：当初計画の進捗に問題があるものの、概ね許容できる研究成果が期待できる。

C：当初計画の進捗に大きな問題がある。

D：当初計画の達成見込みなし。

2) 個別サブテーマ毎（総合評価のみ）

S：課題全体への貢献のみならず、サブテーマ単体としても極めて優れた成果が期待できる。

A：課題全体へ貢献するとともに、優れた成果が期待できる。

B：課題全体へ一定の貢献が見込まれる。

C：サブテーマとしては課題全体への貢献が不明確。

D：サブテーマの必要性に疑義がある。

(2) 事後評価

1) 課題全体（戦略研究プロジェクトはテーマ毎及び課題全体）

【a. 個別評価】

①必要性の観点（科学的・技術的意義等）

S：研究成果により、従来の科学的知見に対して未解明であった事象を明らかにし、新たな理論や仮説を展開することができた。

A：研究成果により、従来の科学的知見に対し、未解明であった事象を明らかにすることができた。

B：研究成果により、従来の科学的知見に対し、ある一定の知見の集積ができた。

C：研究成果により、データの蓄積は行われたが、従来の科学的知見の範疇に収まるものであった。

D：研究成果が乏しく、従来の科学的知見の範疇に収まるものであり、新規性に著しく欠けていた。

※特許の出願等についても成果として論文に準じて評価することとします。

※評価課題の研究成果を「イ」、従来の知見を「ロ」とした場合、各評価における両者の関係は以下のイメージとなります。

S評価：イ≫ロ、A評価：イ>ロ、B評価：イ≒ロ、C評価：イ<ロ、D評価：イ≪ロ

②有効性の観点（環境政策への貢献（科学的知見の提供））

S：政策に成果が活用され、大きな波及効果があった、あるいは今後の政策への活用が確実に見込まれ、その効果も十分に期待できる。

A：政策に成果が活用され、一定の波及効果があった、あるいは今後の政策への活用が見込まれ、一定の波及効果が期待される。

B：今後の政策への一定の活用が見込まれる。

C：今後の政策への何らかの活用が見込まれる。

D：今後の政策への成果の活用は期待できない。

※「政策」には IPCC 等国際的アセスメントへの貢献、外国における政策も含まれます。

③効率性の観点（マネジメント・研究資金の運用・研究体制の妥当性）

- S：課題の管理については研究体制の模範となる水準。
- A：課題の管理については円滑に実施された。役割分担は明確に区分されている。
- B：課題の管理にやや不十分な点はあるものの、概ね問題なく実施された。
- C：課題の管理には改善すべき点がみられた。
- D：課題の管理については根本的な問題があった。

【b. 総合評価（当該研究課題全体の評価結果）】

上記①～③の観点及び当初計画、配分された研究費規模に照らして、

- S：期待以上の研究成果をあげた。
 - A：期待通りの研究成果をあげた。
 - B：やや不十分な点はあるものの、概ね許容できる研究成果をあげた。
 - C：研究成果に不満が残る状況である。
 - D：意義ある成果がほとんど得られていない。
- ※「期待」とは、課題ごとの「研究目標」の設定水準の難易差を考慮したものです。

2) 個別サブテーマ毎（総合評価のみ）

- S：課題全体への貢献のみならず、サブテーマ単体としても極めて優れた成果をあげた。
- A：課題全体へ貢献するとともに、優れた成果をあげた。
- B：課題全体へ一定の貢献がされた。
- C：サブテーマとしては課題全体への貢献が不明確であった。
- D：サブテーマの必要性に疑義があった。